

## 資料 No 6

令和 7 年 6 月 6 日  
土木部港湾空港課

### 福井県港湾施設管理条例の一部改正について

#### 1 改正趣旨

指定管理者制度を導入している県管理のマリーナ施設においては、県から指定管理料の補助を受けることなく利用料金収入で全ての施設運営経費を賄っている。近年、利用隻数が減少傾向であり、指定管理者の経営改善に対応するため、利用料金の上限額を定めている福井県港湾施設管理条例を改正する。

#### 2 改正内容

福井県港湾施設管理条例の別表第 3 の「1 桟橋または船揚場」および別表第 4 の「1 船揚場」および「2 浮桟橋」の利用料金の上限額をおおむね 15 パーセント引き上げる。

別表第 3 【若狭和田マリーナ】

施設名	利用料金算定基礎	利用料金の上限額
1 桟橋または 船揚場	(一部抜粋) 艇長 7 メートル以上 8 メートル未満のもの 専用使用 1 隻 1 年につき	(改正前) 25 万円 (改正後) 28 万 7, 000 円

別表第 4 【九頭竜川ポートパーク】

施設名	利用料金算定基礎	利用料金の上限額
1 船揚場	(一部抜粋) 艇長 7 メートル以上のもの 1 隻 1 年につき	(改正前) 7 万 5, 000 円 (改正後) 8 万 6, 000 円
2 浮桟橋	(一部抜粋) 艇長 7 メートル以上のもの 1 隻 1 年につき	(改正前) 21 万円 (改正後) 24 万 1, 000 円

#### 3 公布および施行日

6 月議会閉会日（令和 7 年 7 月 8 日）